

答 申 第 1 7 6 号
平成16年12月28日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答 申）

平成15年6月24日付け健第148号による下記の諮問について、次のとおり
答申します。

記

平成15年5月29日付けで提起された平成15年3月28日付け健第618
号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった別紙1に記載の行政文書について不開示とした情報のうち、別紙3の審査会の判断欄に○を表記したもの以外の情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成15年3月28日付け健第618号で行った「平成11年11月1日付けH認健千県000200号に係る確認申請書の図書」の行政文書部分開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

行政文書の開示があった平成15年4月4日に、「公開できる部分の文書はこれだけです。」と担当者から32枚の書類を渡された。その中には文書の目次もなければ公開できない部分についての書類名の明示もない。従ってどのような書類が存在し、そのうちの何が公開できないのかまったく不明である。公開できない部分の書類名が判明しなければ、何について、どのような生産技術上のノウハウなのか不明である。

公開となっていない部分に排水経路図、排水浄化装置のフロー図などがあるのではないか、本件施設は水質汚濁防止法により規制を受ける施設ではないか、排水先が東京湾とあるからには、公有水面への温泉排水を冷却する装置や浄化装置など詳細を公開すべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件異議申立人から開示請求のあった文書は、平成11年11月1日付けH11認建千県000200号に係る確認申請書の図書であり、その構成は、

確認申請書、図面（案内図、全体配置図及び立面図）及び関係法令確認書類である。

(2) 異議申立人の主張に対する説明について

確認申請書の図書は、確認申請書及び添付図書を含めて一体であり、確認申請書に添付すべき図書は建築基準法施行規則第1条の3に規定され誰でも知り得る事項であるから、不開示とした添付図書の目次等は示さなかったものの、文書すべてを特定し行政文書部分開示決定したものである。

しかし、不開示とした文書の目次等を明示することが開示請求者への説明責任でもあり、現在の開示決定においては明示しているが、当時の事務処理は十分ではなかった。

(3) 旧条例第11条第2号該当性について

設計者以外の建築士の氏名は、特定個人が識別される情報であって、ただし書のいずれにも該当しないことから、非公開とすることができる情報に該当する。

(4) 旧条例第11条第3号該当性について

ア 代表者の印影は、法人の内部管理に属する情報であって公開することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

イ 建築士事務所は、法令の定める基準の範囲内で施主の依頼にできるだけ沿うように創意工夫して設計を行うもので、創意工夫の結果である立面図の寸法等は、建築士事務所の生産技術のノウハウに関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

ウ 前記ア、イにおいて本号本文に該当するとした情報は、ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求について

本件請求は、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。）第6条第1項に基づき、建築の計画が建築基準関係法令等に適合するものであることの確認を求めるとして、建築主から建築主事に提出された確認申請

書(平成11年11月1日付けH認建千県000200号)及びその添付書類すべてについてなされたものである。

(2) 本件決定内容について

実施機関は、異議申立人の主張に対し、別紙1に記載した文書(以下「本件文書」という。)のほか別紙2に記載した文書(以下「別紙文書」という。)を含め文書を特定し、行政文書部分開示決定を行ったと主張するので以下検討する。

本件部分開示決定通知書及び理由説明書には、本件文書に関する開示しない部分やその理由及び文書の構成のみが記載されているに過ぎず、その表記からは、別紙文書も特定しているという事実及びその不開示理由が記載されているとは認められない。また、異議申立人が本件文書を閲覧した際にも、不開示とする別紙文書の文書名や開示しない理由等を提示しなかったことは実施機関も認めているところである。

そうすると、本件請求に対応して、対象となるすべての文書を特定したとの実施機関の説明には合理性がなく、本件部分開示決定は、閲覧の際に示された本件文書についてのみ行われたものと解さざるを得ず、実施機関は、別紙文書に関する決定を行っていないものと認められる。

よって、実施機関は、別紙文書を改めて特定したうえ、速やかに開示請求に対する決定を行うべきである。

以上のとおり、本件部分開示決定の内容に、別紙文書が含まれていないと解されることから、本件異議申立てに関する審査については、本件文書に関する部分開示決定(以下「本件決定」という。)における不開示情報に関し行うものとする。

(3) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 実施機関は、本件文書に記録された建築士の氏名のうち、設計者氏名の欄に記録された個人(以下「設計者」という。)の氏名と異なる氏名が、特定個人が識別される情報にあたり、本号に該当すると説明するので、以下検討する。

別紙3の不開示番号4、6及び8は、それぞれ案内図、全体配置図及び立面図に記録されている設計者以外の建築士の氏名であり、これらの情報は、特定の個人が識別される情報であり、当該建築士が法人である建築士事務所に所属することが表示されていることから、事業を営む個人に該当しないので、本号本文に該当する。

しかしながら、これらの情報が記載された案内図や全体配置図は、基準法第93条の2の規定により、建築計画概要書とともに閲覧に供されていることから、何人でも閲覧することができる情報であり、本号ただし書イに該当し、本号に該当しないものと判断する。

イ なお、実施機関は主張していないが、別紙3の不開示番号2、3、5及び7の設計者の印影の本号該当性について判断する。

本件文書に記録された設計者の印影は、設計者の姓が判明し、本号本文に該当すると認められる。

しかし、当該印影の性質、形状、使用されている状況から判断すると、当該印影は実印などのように、特別の管理が行われている印影であるとは認めるべき理由もない。

また、当該印影は、設計者の氏名が開示されている本件文書において、その記録された氏名の末尾に押印されたものであって、設計者の姓以外の個人情報を示すものとは認められず、氏名と一体として、前記アと同様本号ただし書イに該当し、本号に該当しないものと判断する。

(4) 旧条例第11条第3号該当性について

実施機関は、法人の代表者の印影及び立面図の寸法等が本号に該当するとしているので、以下検討する。

ア 法人の代表者の印影

別紙3の不開示番号1、11及び12の印影が公にされた場合、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるかどうかは、当該印影の性質・形状や使用されている状況などから個別に判断する必要がある。

これらはいずれも建築主である法人の代表者印の印影であり、この印影は、基準法第6条第1項の規定による確認申請書等の記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものである。また、この印影は、法人の登記の際に届けられ、印鑑証明の対象となる法人代表者印の印影で、当該法人の意思を代表する際に使用されるものであると認められ、当該法人の内部管理に属する情報である。このような印影が、一般に公開されることは当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められ、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、本号に該当すると判断する。

イ 設計者の印影

本件印影については、前記(3)イのとおり判断したところであるが、本件文書には、設計者が法人である建築士事務所の代表者であることが表示されているが、本件印影は、設計者である建築士としての資格にもとづき押印したものと認められ、法人の代表者として押印した印影であるとは認められず、本号に該当しない。

ウ 立面図の寸法等

実施機関は、立面図に記録された高さの寸法、勾配率等の別紙3の不開示番号9及び10の情報を不開示としている。

本件文書は、建築主から依頼を受けた法人である建築士事務所が行った設計に係る情報が記録されており、当該情報は、法人である建築士事務所に関する情報である。法人である建築士事務所は、その所属する建築士が基準法の範囲内で、建築主のニーズに応え間取りや外観等について経済性及び安全性等を考慮し、建築士の経験、技量に基づいて設計するものであり、立面図に記録されているこれらの情報が明らかになれば、建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。よって、本号に該当すると判断する。

しかしながら、これらの情報のうち、建築計画概要書として閲覧に供されている確認申請書（建築物）の建築物別概要及び建築物の階別概要で明らかにされている別表1に記載した情報については本号に該当しない。

(5) 附言

実施機関は、不開示とした別紙文書の文書名や不開示理由を明らかにしないで部分開示決定をしたものであり、本件決定は、文書の特定に適正を欠いたものであり、情報公開制度の趣旨を損なう不適切なものと言わざるを得ない。

よって、特定していなかった部分の別紙文書を改めて特定したうえ、速やかに開示請求に対する決定を行うべきである。

また、実施機関においては、今後このような事務処理が行われることのないよう十分注意するよう求めるものである。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が別紙1に記載の行政文書について不開示とした情報のうち、別紙3の審査会の判断欄に○を表記したもの以外の情報は、旧条例

第11条第2号又は第3号に該当しないので開示すべきであるが、その余の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙4のとおりである。

別紙1

建築確認申請書の文書一覧(部分開示決定)

分類 番号	文書の構成	不開示事項		主な明示事項
		不開示情報	条例 11条	
1	確認申請書(建築物・第1面から第5面)	申請者氏名欄の法人代表者の印影 設計者氏名欄の法人代表者の印影	3号	法に規定されている申請書に建築物の概要を記載
2	案内図 k1	設計者の印影 設計者以外の建築士の氏名	3号 2号	建築物の位置を示した地図
3	全体配置図 k2	設計者の印影 設計者以外の建築士の氏名	3号 2号	敷地における建築物の位置を示した図面
4	立面図 k18	図中の具体的な寸法等 設計者の印影 設計者以外の建築士の氏名	3号 3号 2号	外観図・法適合の根拠を表現した図面
5	開発行為または、建築に関する証明書	開示		都市計画法に適合していることを示す図書
6	開発行為等に関する申告書	建築確認申請者住所及び氏名欄の法人代表者の印影	3号	
7	都市計画法53条に関する申告書(案内図を含む)	開示		
8	意見書	開示		保健所との事前協議が終了していることを示すもの
9	放流先等の申告及び有無の確認	開示		浄化槽の放流先があることを示す木更津市からの意見書
10	委任状	委任した法人代表者の印影	3号	確認申請等に関して、建築主から設計事務所の代表者を代理人と定めた委任状
11	建築物の確認申請を提出された方へ(お願い)	開示		木更津市から建築主へのお願い

別紙2

建築確認申請書の文書一覧(不開示)

分類番号	文 書 名	主 な 明 示 事 項	
1	敷地求積図	間取り・法適合の根拠を表現した図面	
2	平面図(1階からPH階)k10からk15		
3	建築面積図・求積図(1階からPH階)k3からk9		
4	浴室棟詳細図 k22からk23		
5	断面図1から3 k19からk21	垂直断面図・法適合の根拠を表現した図面	
6	告示1103号に基づく誓約書	鉄骨の溶接を高度に行われ耐力を見込むことができることに関する誓約書	
7	地質調査報告書	ボーリング調査結果・土質試験結果の報告書	
8	構造計算概要書	構造部材を決定するための計算書	
9	構造計算書 管理棟 アクア棟		
10	特記仕様書1から4 C1からC4	構造部材の仕様を一覧にしたリスト・図面	
11	ソイルセメント特記仕様書 C1A		
12	溶接接合基準図 C29		
13	基礎伏図 C5		
14	1階からR階床梁伏図 C6からC11	構造部材の配置を表現した図	
15	屋根伏図 C12		
16	鉄骨詳細図1から2 C31からC32		
17	軸組図 C13からC18		
18	ゴミ置き場、伏図、軸組図、各リスト C19		
19	雑配筋図 C28		
20	基礎リスト C20からC20A		構造部材の断面形状を一覧にしたリスト・図面
21	地中梁リスト C21		
22	柱リスト C22		
23	大梁リスト1から3 C23からC25		
24	小梁リスト C26		
25	スラブ、壁リスト C27		
26	接合部リスト C30		
27	仕上げ表1から2 k16からk17	内装の種類・法適合の根拠を表現した図面	
28	日影図 k24	建築物の日陰に関する法適合を表現した図面	
29	換気計算書	法適合の根拠を示した計算書	
30	合併処理浄化槽概要書	浄化槽の処理能力算定の根拠・計算書・構造断面・計算結果を概要としてまとめた図書	
31	(処理対象人員算定、処理水質基準及び各部処理能力等、RC構造計算書、柱状図)		
32	木更津ホテル三日月スパ棟新築工事の浄化槽処理能力の算定について		
33	浄化槽平面図(参考図)P56	浄化槽を設置するための構造躯体の平面・断面・構造詳細を表現した図	
34	浄化槽断面図(参考図)P57		
35	浄化槽平面配筋図(参考図)P58からP59		
36	〃 小梁、床、壁、雑リスト(参考図)P60		
37	浄化槽動力設備図(参考図)P61		
38	〃 照明設備図(参考図)P62		

建築確認申請書の文書一覧(不開示)

分類番号	文 書 名	主 な 明 示 事 項	
39	空気調和換気設備特記仕様書 AC1	設備・電気の仕様を表現したリスト・表	
40	〃 機器表1 AC6		
41	〃 2 AC7		
42	動力制御盤・計装盤姿図(参考図)P63		
43	計装構成図(参考図)P70		
44	防災照明器具姿図 E83		
45	自動火災報知設備 凡例、特記仕様 E97		
46	照明器具姿図 E44		
47	給排水衛生設備特記仕様書 P1		
48	〃 機器表1 P7		
49	受変電設備E4からE6		設備・電気の配置・回路の系統図・機器図・姿図
50	空気調和換気設備ダクト系統図 AC8		
51	給排水衛生設備配管系統図1 P12		
52	圧力排水システム盤外形図・単線結線図1から3 P53からP55		
53	主回路単線結線図1から2(参考図)P64からP65		
54	動力制御盤操作回路図1から3(参考図)P66からP68		
55	水位制御回路図(参考図)P69		
56	遠方監視装置接続図(参考図)P71		
57	常用自家発電機E7		
58	コ・ジェネ発電機システム図E9		
59	動力幹線系統図E11		
60	自家発電機 E17からE18		
61	電灯分電盤1から4 E37からE40		
62	非常照明設備系統図 E81		
63	放送設備系統図 E82		
64	避雷針設備幹線系統図 E98		
65	警報関係系統図 E13		
66	給排水衛生設備配管系統図1から2 P12からP13		
67	給排水衛生設備消火設備機器表・系統図 P38		
68	給排水衛生設備1階平面図 P14	設備・電気の配置・回路を平面図・断面図に表現した図面	
69	圧力排水システム配置図 P52		
70	空気調和換気設備 厨房詳細図1から2 AC22からAC23		
71	1階からR階平面図(幹線・動力設備) E24からE35		
72	1階から5階平面図(誘導灯非常照明放送設備)E84からE94		
73	避雷針設備PH階平面図 E95		
74	避雷針設備立面図 E96		
75	〃 1階からPH階平面図 E99からE104		
76	配置図外構動力電灯 E46		
77	空気調和換気設備1階からPH階ダクト平面図 AC9からAC14		
78	給排水衛生設備配置図 P6		
79	〃 1階からPH階平面図 P14からP19		
80	〃 機械室詳細図1 P20		
81	〃 消火設備1階からR階平面図 P39からP44		
82	受水槽参考図 P45		
83	中間水槽参考図 P46		
84	オイルタンク参考図 P47		
85	オイルサービスタンク参考図 P48		
86	圧力排水システム マンホール構造図・数量表 P51		

別紙3 不開示情報一覧

文 書 名	不開示 番 号	旧 条 例 第 11 条 該 当 性				
		不 開 示 事 項	実施機関の 決定		審査会の判断	
			2号	3号	2号	3号
確認申請書（建築物・第一面）	1	申請者氏名欄の法人代表者の印影		○		○
	2	設計者氏名欄の法人代表者の印影		○		
案内図 K 1	3	設計者の印影		○		
	4	設計者以外の建築士の氏名	○			
全体配置図 K 2	5	設計者の印影		○		
	6	設計者以外の建築士の氏名	○			
立面図 K 1 8	7	設計者の印影		○		
	8	設計者以外の建築士の氏名	○			
	9	高さ等の寸法		○		○ ※別表1 の情報を 除く
	10	勾配率		○		○
開発行為等に関する申告書	11	建築確認申請者住所及び氏名欄の法人代表者の印影		○		○
委任状	12	委任した法人代表者の印影		○		○

別表1 別紙3の不開示番号9のうち開示すべき情報

文 書 名	確認申請書で開示されている情報
立面図（K 1 8）	最高の高さ、最高の軒の高さ、1階の高さ、2階の高さ、3階の高さ、4階の高さ、5階の高さ、柱：小径の寸法

別紙4

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
15. 6. 24	諮問書の受理
15. 8. 15	実施機関の理由説明書の受理
16. 6. 24	審議
16. 9. 13	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	部会長職務 代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁 護 士	
福 武 公 子	弁 護 士	

(五十音順：平成16年9月13日現在)